広報なばり
市政と暮らしを結ぶ情報紙
6－1号 No.1173
毎月2回発行
市公式サイト HP
2018年（平成30年） 6月10日号

主な内容

2……ＡＥＤ協力事業所　3……特定健診・後期高齢者健診
4……男女共同参画週間　6……いきいきフェスタ
7……施設ご利用ガイド　8……7月の相談

発行／名張市秘書広報室　〒518-0492 名張市鴻之台1-1　☎0595−63−7402　FAX 0595−64−2560　pr@city.nabari.mie.jp

設置義務化から10年。設置と適切な管理を！

10年経ったら取り替える 火災警報器

皆さんのご自宅は、住宅用火災警報器を設置していますか。

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しています。すでに設置している住宅でも、年数の経過などから正常に作動しなくなることもあります。住宅用火災警報器は、火災時に家族を守る強い味方です。必ず設置して、定期的な点検を行ってください。

問 消防本部　予防室 ☎63 - 1412　問 名張消防署　指導調査室 ☎63 - 0996

◎警報器が家族の命を守る

平成28年中に発生した住宅火災は全国で1万523件。死者は885人に上ります。

消防庁の調べでは、深夜から明け方にかけて発生した火災による死者が多いという結果になっています。就寝中は、火災の状況に気付きにくく一酸化炭素中毒になり逃げ遅れてしまうことが原因と考えられます。火災が発生した場合は、すぐに察知し、素早く消火活動を行い、避難することが重要です。

そこで効果を発揮するのが、**「住宅用火災警報器」**です。火災の発生を煙や熱で察知し、就寝中でも大きな音や光で知らせてくれます。警報器を設置している場合は、設置していない場合と比べると死者は約4割少なく、損害額も半分ほどで済んでいるという結果も出ています。

◎設置後も点検・交換を

全国では平成20年から全ての住宅に対して住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。市内の設置率は76％と全国平均の81・7％を下回っています。また、設置義務化から10年経ちますが、警報器の寿命は約10年と言われており、電池切れや部品の劣化が起こる場合もあります。

火災予防を心掛けることはもちろん、万が一に備え警報器は必ず設置し、設置後も定期的な点検・交換を行ってください。

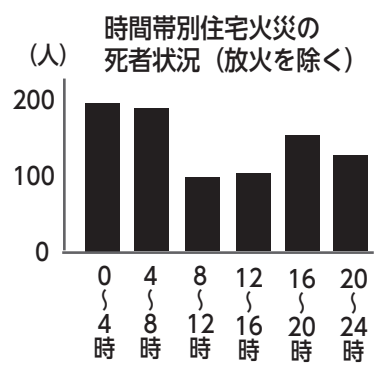

住宅用火災警報器は必ず設置してください

住宅用火災警報器は、電気店やホームセンターで購入できます（約3,000円～種類あり）。電池式は配線工事が不要で、自分で取り付けできます。

購入の際は、国の定める基準に合格した表示がついているものを選んでください。

検定合格表示

名張でもあった例　付けてて良かった火災警報器

まさか毛布が再燃。警報器音で隣人が通報

一人暮らしの男性が、ヒーターを作動させたとき、近くにあった毛布に引火、水をかけて消火した後、外出した。

その後、隣人が火災警報器の音と共に、煙が出ていることに気づき119番通報。毛布が再燃していたが、大きな被害にはならなかった。

住宅用火災警報器　点検・設置交換のポイント Q&A

Q どんなところに設置すればいいの？

A 「寝室」と、2階に寝室がある場合は「階段」に「煙感知式タイプ」を設置しなければなりません。また、火を多く使う「台所」には「熱感知式タイプ」の設置をお勧めします。

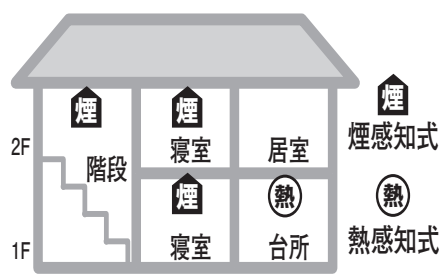

Q どんな警報器がお勧めですか？

A 一つの警報器が作動すると、その他の部屋の警報器も作動する「連動型タイプ」がお勧めです。

Q どうすれば点検をできるの？

A ひもを引くか、ボタンを押すだけで簡単に点検できます。警報音を定期的に確認しましょう。本体に記載されている「製造年」を確認して、点検の目安にしてください。